

第6章 海外技術協力センター設立協定文例

第1節 電気通信訓練センターの設立に関する日本 国政府とタイ王国政府との間の協定

日本国政府およびタイ王国政府は、両国間の経済的および技術的協力を推進し、かつ、両国間の伝統的に存在する友好関係を一層強化することを切望し、次のとおり協定した。

第1条 電気通信訓練センター（以下「センター」という）をノンプリに設立する。
センターの業務は、電気通信施設の設置・操作および保守の各分野において、下級技術者および技師に实际的及び理論的訓練を行なうことである。

第2条

- (1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、第3条に定める機械および設備の設置に必要な技術専門家の役務のほか、付表Ⅰに掲げる日本人の理事長並びに必要な日本人の指導職員および技術職員の役務を自己の負担において供与するため必要な措置を執るものとする。前記の日本人の要員（以下「日本人の職員」という）の役務の供与は、両政府で別段の合意が行なわれない限り、コロンボ計画技術協力計画に基づく通常の手続によって行なわれるものとする。
- (2) 日本人の職員は、付表Ⅱに掲げる特権・免除および便宜を与えられ、かつ、同様の状況の下において第三国の専門家に与えられるよりも不利でない特権・免除および便宜を与えられるものとする。
- (3) タイ王国政府は、必要な場合には、日本人の職員およびその家族に居住許可を与え、かつ、日本人の職員に労働許可を与えるものとする。

第3条

- (1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、付表Ⅲに概略掲げるセンターの設立に必要な教材、機械、設備、工具および予備部品を自己の負担において供与するため必要な措置を執るものとする。
- (2) 前記の物品は、バンコック港においてC. I. F建てでタイの関係当局に引き渡された時に、タイ王国政府の財産となるものとする。

(3) タイ王国政府は、前記の物品をセンターの目的にのみ使用するものとする。

第4条 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、将来センターにおいて補助指導員として雇用される5名ないし6名のタイ人の技術者に、日本国における約6カ月間の訓練のための研修手当を支給するため必要な措置を執るものとする。そのような研修手当の支給は、コロンボ計画技術協力計画に基づく通常の手続きによって行なわれるものとする。

第5条 タイ王国政府は、この協定に定めるタイにおける職務の善意の遂行に起因し、またはその遂行中に発生し、若しくはその遂行に関連する日本人の職員に対する請求が生じた場合には、その責任を負うものとする。

第6条

(1) タイ王国政府は、自己の負担において次のものを供与するため必要な措置を執るものとする。

- (a) 付表Ⅳに掲げるタイ人の理事長並びに必要な技術職員および事務職員
- (b) 付表Ⅴに掲げる必要な建物並びにこれに要する付帯施設・備品および土地
- (c) 機械・設備および工具の補充品、並びにセンターの運営に必要なその他の材料
- (d) 日本人の職員のための適当な家具付き宿舍および交通の便

(2) タイ王国政府は、次の支払いを行なうため必要な措置を執るものとする。

- (a) 第3条に掲げる物品についてタイにおいて課される関税・内国税その他類似の課徴金
- (b) 第3条に掲げる物品のタイ内における輸送並びにそれらの物品の設置・操作および維持に必要な経費
- (c) センターの運営に必要なその他の運営費

第7条

(1) 日本人の理事長は、第1条に掲げるセンターの業務に関する技術的事項につき責任を有するものとする。タイ人の理事長は、それらの技術的事項につき日本人の理事長を補佐するとともに、センターの業務に関する事務的事項につき責任を有するものとする。

(2) 第1条に掲げるセンターの業務を遂行するに当たり、電気通信の分野のタイにおいて適用される規則および法令は厳密に遵守されるものとする。

第8条 センターの目的を推進し、かつ、センターの運営についての日・タイ協力を
成功裡に促進するため、両政府間で協議を行なうものとする。

第9条

(1) この協定は、署名の日に効力を生ずる。

(2) この協定は、その効力発生の日から3年の期間効力を有し、その後も効力を存
続する。ただし、この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府に対しこの協定
を終了させる意思を、少なくとも6カ月の予告をもって書面により通告した場合
には、前記の3年の期間の終了の日には又はその後に終了する。

1960年8月24日にバンコックで、英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

大 江 晃

タイ王国政府のために

M・L・ピン・マラクル

付表Ⅰ センターにおける日本人の職員の表

理 事 長

電 話 交 換 指 導 員

電 信 指 導 員

無 線 電 気 通 信 指 導 員

搬 送 電 話 指 導 員

線 路 指 導 員

マイクローエーブ指導員

付表Ⅱ 特権・免除および便宜

タイ王国政府は、日本人の職員に対し、次の特権・免除および便宜を与
えるものとする。

(1) 日本人の職員が日本国から給与を支払われる限りにおいて、タイの所
得税その他の課徴金の免除

(2) 着任の際に日本国からタイに持ち込む相応に必要な私有物（一家族に
つき自動車両1台を含む）についてのタイの輸入税・輸出税その他の課
徴金の免除

日本人の職員は、この協定（この付表を含む）に別段の規定がない限

り、いかなる外交特権をも与えられないものとする。

付表Ⅱ センターのために供与される教材、機械、設備および工具

- (1) 電話交換設備
- (2) 電信設備
- (3) 無線電気通信設備
- (4) 搬送電話設備
- (5) 線路設備
- (6) マイクロウエーブ設備
- (7) 測定器具および工具
- (8) 電力設備
- (9) 英文教科書を含む教材

付表Ⅳ センターにおけるタイ人の職員の表

- (1) 理事長
- (2) 技術職員

次の各分野において日本人の職員とともに勤務する補助指導員および技術助手

電話交換
電信
無線電気通信
搬送電話
線路
マイクロウエーブ

- (3) 事務職員

タイピスト、事務員、電話交換手、守衛および運転手を含む常勤被用者

付表Ⅴ センターのために供与される建物の明細

次の室および施設のための建物

- (1) 実習室
電話交換訓練室
電信訓練室
無線電気通信訓練室

- 搬送電話訓練室
線路訓練室
電力室
基礎実験室
- (2) 教室
普通教室
合併教室
- (3) 事務室
- (4) 管理室
- (5) 売店
- (6) ロッカー室、浴室および洗面所
- (7) 職員宿舎
- (8) 研修生宿舎
- (9) 部分品およびその他の材料のための倉庫
- (10) 車庫

第2節 経済および技術協力に関する日本国政府と ガーナ共和国政府との間の協力

日本国政府およびガーナ共和国政府は、両国および両国の国民の間にすでに存在する友好関係を強化しかつ緊密にすることを希望し、一層緊密な経済および技術協力により両国にもたらされる利益を認め、かつ、このために経済および技術の分野における両国の協力を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

- (1) 両政府は、経済および技術の開発の分野において、平等と相互の利益を基礎として、できる限り協力するよう努力するものとする。
- (2) 両政府は、両政府の間で相互に合意する経済および技術協力計画を実施するため、必要な場合には、特別の取極めを行なうことができる。

第2条 日本国政府は、この協定の目的を達成するため、日本国の法令に従い、か

つ、両政府が合意する条件により、次のことを行なうために必要な措置を執るものとする。

- (a) ガーナ共和国政府に対し、両政府の間で結ぶ協定の定めるところによりガーナに技術訓練センターを設置するため、教材、機械、設備、工具および予備部品並びに日本側の技術職員および教育職員の役務を供与すること。
- (b) 日本国における訓練のためにガーナ国民に対し研修手当を支給すること。
- (c) ガーナの経済および技術の開発を促進するため、日本側の専門家を派遣すること。
- (d) ガーナ共和国政府に対し、供与される援助に関する必要な技術情報を提供すること。

第3条 ガーナ共和国政府は、この協定の目的を達成するため、次のことを行なうものとする。

- (a) 第2条(a)に掲げる技術訓練センターの設置および維持に必要な土地・建物・職員の役務、施設および運営費を供与する。
- (b) 技術訓練センターのために日本国政府が供与する第2条(a)に掲げる物品に対する関税を免除する。
- (c) 技術協力計画に基づいてガーナに派遣される日本側の専門家、技術職員及び教育職員並びにその家族に対し、最初にガーナに到着した時に申告する事を条件として、身回り品及び家庭用品並びに一家族につき1台の原動機付車両を総ての関税その他租税としての課徴金を支払うことなくガーナに輸入し、又、再輸出することを許可する。ただしガーナ共和国政府は、身回り品及び家庭用品、又は原動機付車両が最初に輸入された時から3年以内にガーナで売却される場合には、当該物品に対し関税を課する権利を留保する。
- (d) 日本側の専門家・技術職員および教育職員並びにその家族に対し、技術協力計画に基づきガーナに派遣されている期間、総ての所得税及び社会保障税並びに自己の使用のための個人的財産（自動車を含む）の所有又は使用に対する租税を免除する。ただし、この免除は、技術協力計画以外の源泉から生ずるこれらの者の所得又は収入には適用しないものとする。

第4条 両政府は、経済および技術の分野における知識および経験の交流を促進するため、それぞれの国民および会社との協力をできる限り容易にするものとする。

第5条

- (1) この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- (2) この協定は、5年の期間効力を有する。ただし、各1年の期間が満了する3カ月前にいずれが一方の政府が他方の政府に対し当該1年の期間の満了の際にこの協定を終了させる意思を書面により通告した場合は、この限りでない。
- (3) 両政府は、5年の期間が満了する以前に、この協定を延長又は修正することが望ましいかどうかについて協議することができる。
- (4) この協定の規定は、この協定の有効期間中に開始され、かつ、この協定が終了する時にまだ完成していない技術および経済協力計画については、引き続き適用するものとする。

1962年9月24日に東京で、英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

武 内 竜 次

ガーナ共和国政府のために

ペイドー・アンサー

第3節 繊維訓練センターの設置のための日本国政府と ガーナ共和国政府との間の取極め

1962年9月24日に署名された経済および技術協力に関する日本国政府とガーナ共和国との間の協定の規定に従い、両政府は、相互に協力してガーナのテーマに次の条件で繊維訓練センター（以下「センター」という）を設置することを協定した。

第1条

- (1) センターの名称は、「テーマ繊維訓練センター」とする。
- (2) センターの業務は、ガーナ国民に対し、綿織物の織布、染色（簡易捺染を含む）および仕上げ並びにタオルの製造の分野における基礎的な生産技術の実際のおよび理論的訓練を行なうこととする。

第2条

- (1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、付表Iに掲げる日本側の理事長並びに必要な日本側の技術職員及び教育職員（以下「日本側職員」

と総称する)の役務を自己の負担において供与するため必要な措置を執るものとする。

- (2) 日本側職員およびその家族は、付表Ⅱに掲げるものを含む特権・免除および便宜を与えられるものとする。

第3条

- (1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、センターの設置のためおよび運営の成果をあげるために必要な教材、機械、設備、工具および予備部品を自己の負担におい供与するため必要な措置を執るものとする。
- (2) 前記の物品は、テマの港においてC. I. F建てでガーナの関係当局に引き渡された時に、ガーナ共和国政府の財産となるものとする。
- (3) 前記の物品は、日本側の理事長の監督の下にセンターの目的のためのみに使用されるものとする。

第4条 ガーナ共和国政府は、日本側職員の職務のガーナにおける善意の遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連がある、日本側職員に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負うことを約束する。

第5条

- (1) ガーナ共和国政府は、自己の負担において次のものを供与することを約束する。
- (a) 付表Ⅲに掲げるガーナ側の理事長並びに必要なガーナ側の技術職員、教育職員、事務職員およびその他の職員の役務。
 - (b) 付表Ⅳに掲げる必要な建物並びにこれらに必要な土地および付帯施設。
 - (c) 機械部品、設備および工具の補充品又は代替品並びにセンターの運営に必要なその他の材料の補充品でセンターの設置の時に日本国政府によって供与されないもの。
 - (d) 日本側職員のための家具付きの適当な宿舍および交通の便宜。
- (2) ガーナ共和国政府は、次のものを負担すること約束をする。
- (a) 日本国政府によって供与される物品のガーナ内における輸送並びにそれらの物品の据付け、操作および維持に必要な経費。
 - (b) センターの運営に必要なその他の運営費。

第6条 日本側の理事長は、センターの業務に関する技術的事項について責任を有するものとする。ガーナ側の理事長は、これらの技術的事項について日本側の理事長

を補佐するとともに、センターの業務に関する事務的事項について責任を有するものとする。

第7条 センターの目的を推進し、かつ、センターの運営における密接な協力の促進の成果をあげるため、両政府間の協議を行なうものとする。

第8条

- (1) 両政府は、この取極めの効力発生の日から1年以内にセンターの運営を開始するよう努力するものとする。
- (2) センターの運営のための日本側職員の役務は、この取極めの存続期間中の3年の期間にわたり供与されるものとする。

第9条

- (1) この取極めは、その署名の日に効力を生ずる。
- (2) この取極めは、その効力発生の日から4年の期間効力を有する。
- (3) この取極めは、相互の合意によりさらに特定の期間延長することができる。

1963年5月23日にアクラで、英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

中 川 進

ガーナ共和国政府のために

A・J・ドゥオナ・ハモンド

付表I センターにおける日本側職員の表

- (1) 理 事 長
- (2) 技術職員および教育職員
- (3) 調 整 員

付表II 特権、免除および便宜

- (i) 通常の手荷物規則により可能な免税措置
- (ii) 日本側職員又はその家族の着任の時から起算して6カ月の期間における次の物品の免税輸入。ただし、これらの物品が前記の最初に到着した時に申告されることを条件とする。
 - (a) 一家族につき自動車1台
 - (b) テレビジョン受信機1台およびラジオ受信機(トランジスタラジオ受信機を含む)。

- (c) 一家族につきラジオ付蓄音機1台
- (d) 小型電気器具および付属品
- (e) 専門装具および付属装置
- (f) 写真機並びに一家族につき撮影機1台および映写機1台
- (g) 特殊な日本食品(みそ、醤油等)
- (h) その他合理的な範囲に必要な身回り品および家庭用品

(iii) 公務員に対するものと同様の無料診療

(iv) 1年につき少なくとも72日の休暇

付表Ⅱ センターにおけるガーナ側職員の表

(1) 理 事 長

(2) 技術職員および教育職員

日本側職員とともに勤務する補佐指導職員

(3) 事 務 職 員

タイピスト、事務員、受付、メッセンジャー、守衛および運転手を含む常勤被用者

(4) その他の職員

付表Ⅳ センターのために供与される建物の明細

次の部屋および施設のための建物

日本側の理事長室およびガーナ側の理事長室

日本側職員のための部屋

ガーナ側の補佐指導職員のための部屋

事 務 室

図書室および展示室

物 置

講 義 室

物 理 研 究 室

化 学 研 究 室

備 品 室

織布、染色および仕上実習工場

材料(原糸)倉庫

製 品 倉 庫

染 色 原 料 倉 庫

雑 品 倉 庫

ボ イ ラ ー 室

電 気 室

保 全 室

送 気 室

実 験 室

談話および自習室

洗 面 所

その他必要な部屋

第7章 南および南東アジアにおける 技術協力審議会規約

前 文

オーストラリア、カナダ、セイロン、インド、ニュージーランド、パキスタンおよび英本国諸政府は

- (a) 南および南東アジア地域諸国民の生活水準を向上する目的をもって、同地域における経済開発を助長するため他の方面から利用し得る技術援助に加えて、更にこれを求める緊急の必要があること。
- (b) 技術援助の供与において一層の協力と企画との進展が望ましいこと。
- (c) あらゆる方面からの技術援助を促進奨励するため、地域内で技術援助を供与している国際連合および他の機関と十分な協力の必要があることを考慮し、1950年7月1日から向う3カ年間を通じ最高額英貨800万ポンドに上る援助を供与するため、1計画を樹立すべきこと、並びに本事業の目的のため次のような規約を有する南および南東アジアにおける1技術協力審議会を設立すべきことを決定した。

A 機 能

- 1. 技術協力審議会の目的は、技術援助の供与により南および南東アジアの経済開発を援助するにある。
- 2. 審議会は、次のような援助の供与を組み立てる。
 - (1)
 - (a) 地域内諸国からの人員を、適当な教習が受けられる国々において訓練すること並びに最新の技術慣習を研究するため使節団を海外に派遣
 - (b) 立案、開発または再建を援助しあるいは、公共行政、保健業務、科学調査、農業、工業または他の生産活動および要員訓練に登用するための専門家、教育者および顧問
 - (c) 地域における訓練に要するか、または技術専門家が使用するかのための器具提供
 - (2) いずれの協力参加政府も、技術援助の供与が他のいかなる計画の下において

も利用し得ない地域諸国における訓練またはその他の諸機関に関する設置、器具、拡大または基金寄附に必要であると考えられる場合、このような便益は、技術援助として寄与できる。かかる援助を提供すべきか否かは、援助供与を要請された国の裁量に委ねられる。

3. 審議会は、技術援助の利用可能性または最善の使用を削減または妨害するいかなる障碍または困難をも調査し、かつこれらのすべてを除去または軽減するため最善の努力を払う。
4. 審議会は、協力参加諸政府を指導するため、南および南東アジアの諸国で雇用される専門家およびその他のもの並びに研修生が各自の本国から派遣されるときは、いつでもこれらに最も相応しい報酬と手当とのような一般条件について同意すべく努力する。

B 組 織

5. 審議会は、各協力参加政府の代表1名をもって構成される。審議会は、本計画に基づいて協力することを申し出る政府をいつでもその構成員として承認することができる。
6. 審議会は、本部をコロンプにおき、同地で事務上必要とする毎に通常屢々会合を開く。ただし、地域内の他のいかなる便宜な場所においても開催できる。
7. 各協力参加政府は、審議会におけるその代表の費用を支弁する。
8. 審議会の任務遂行を援助するため、事務局を設ける。事務局は、長および審議会が任命する他の役員をもって構成する。
9. 事務局長は、審議会監督の下に技術協力計画の進展を組織的に掌る。
10. 事務局長は、審議会の承認を求めため、6月30日に終る毎年度の支出見積を提出する。
11. 審議会のいかなる年度に対する運営費を支弁するため、各政府が行う寄与は、審議会が別段に決定しない限り、当該年度の技術協力計画に対する寄与と同一割合である。
12. 審議会は、維持とその会計監査のため、適切な準備を行なう。
13. 審議会は、その会合において随時表明し得られない協力参加諸政府の周知される見解を考慮する。審議会構成員の増加または規約あるいは事務局長の職務の変更は、提議がすべての協力参加諸政府の間で討議され、かつ同意された後におい

でのみ行なわれる。審議会の見積運営費および協力参加諸政府が負担するこれらの経費分担もまた協力参加諸政府の間で討議し同意される。審議会は、本計画の基調である協力精神を旨とし、形式的な手続規定を煩わすことなく諒解に到達するよう常に努力する。

C 行 務

14. 事務局長は、国際または国内各機関を通じ、本地域の利用し得る技術援助のあらゆる供給源に関する最新の記録を保持し、すべての協力参加政府の利用にこれを供する。
15. 事務局長は国際連合およびその諸専門機関、並びに南および南東アジア内で現在技術援助を供与しつつあるか、または将来これが実施を決定し得る他のすべての組織または本計画の非参加国との直接連絡を確立する。
16. 各協力参加政府は、利用し得る技術援助の形態に関する報告書を事務局長に供給し、かつ随時このような情報の補足改訂を行なう。
17. 本計画に基づいて技術協力を求める協力参加政府は、事務局長に対しその必要条件を具申し、かつこれらの条件を処理するために要せられるような適切な情報を提供する。この情報は、他のいかなる機関に対して行なわれるいずれの申請に関する細目をも含むものとする。
18. 事務局長は、技術援助の要請を受理した場合、その要請を文書で証明するとともに、これを満足な結末に導くようあらゆる援助を与える。
19. 援助の要請を伝達された協力参加政府は、調達することのできるいかなる援助をもなるべく速かに事務局長に通報し、かつ事務局長は、直接に行うかあるいは審議会を経由して行なうか、いずれかの方法によって当該諸政府を折衝せしめる責任を有する。
20. 審議会の業務伸長のため、審議会構成員、事務局長または役員は、関係政府の同意を得て協力参加国を訪問し得る。
21. 事務局長は、審議会の要求する期間毎に本計画の進捗状況に関する定期報告を審議会のために作成する。この目的のため各協力参加国は、本計画に基づく技術援助要請の進捗状況について事務局長との連繫を維持する。

D 計画の運営

22. 本計画に基づいて供与される技術援助は、協力参加政府間の取極めによる 2 国

間方式の下に行なわれ、援助供与の諸条件はいずれの場合でも関係諸政府限りの問題とする。2 国間取極めは、協力参加 2 国以上を包括する合同計画を排除するものでない。

23. 地域のために役立つ資源を最も有効に活用することを確保する目的で援助を供与する政府は、本計画へ貢献する責任として最大の可能限度において本計画の下に提供する人員の基本給与に関する経費を負担することが通例期待せられ、また専門家の提供を受けた政府は、最大の可能限度において衣食および旅行を含む当該専門家の現地費用を負担することが通例期待される。
24. 既存供給源から既に利用しうるものに加えて、人員訓練を確保するよう協力参加諸国を援助するため、協力参加諸国は、通常次の標準で人員を受入れる。実行可能な限り研修生を派遣する国は、自国内における研修生関係の費用を支弁し、また実行可能な限り研修を与える国の政府は、自国内で生ずる研修生の生計手当を含む研修関係のすべての費用を支弁する。
25. 第23条および第24条で示唆された費用配分は、協力参加諸政府指導のための単なる指針たらしめるもので、これらの規定は、第22条に定められているようにかかる取極めがいずれの場合にも、関係諸政府のみに関連する問題であるとの明白な諒解にもとるものでない。
26. 政府は、研修生の自国内における人員の研修を奨励するため格別の努力を払う。この目的のため他の協力参加政府は、教育要員および物資上の便益を供与するよう能う限り広範囲に亘り寄与する。
27. いかなる協力参加政府も、本計画に基づく貢献としていかなる他の国における既存施設への基金寄付を含む技術援助または研修施設獲得に関する費用を申し出ることがきでる。技術援助の申請を満たすに必要な便益が計画への寄与を果たした政府の国、または非参加国においてのみ調達し得るとの理由から供与できない場合、審議は、寄与が十分に利用される限度において合理的な平等を維持することを旨として、他の協力参加政府が提供する寄与の不確約部分をもってこれの経費に充てるよう努める。
28. 協力参加政府が受けた技術援助に関し、当該政府の負担する費用は、本計画に基づく寄与とは見做されない。
29. 本計画の進捗状況および所要経費の適当な配分に関する適切な記録を確保する

ため、審議会は、本計画に基づき各協力参加政府が負担した経費を帳簿に記入する。この目的のため、各協力参加国は、関係期間中、本計画の下に負担する支出細目を示す定期報告を事務局長に提出する。

本規約が1950年において採択されて以来、審議会の運営方法は、規約自体に修正が加えられなかったとはいえ、若干その条項から離脱した方向に向かって発展した。最も重要な変更は、審議会および事務局が規約第16条乃至第19条に定められているような技術援助の提供および要請に対する交換所としての役割を実際において演じていないということである。このような要請および提供は、現在2国間の経路で政府対政府で直接に行なわれ、その複写が事務局に送られる。事務局は、これにより技術協力計画の一般的運営を監督する審議会の任務を遂行せしめるようその援助に当ることができ

る。審議会の運営規定は、1958年5月6日審議会により（加盟各国政府認可の下に）採択された。この規定は、審議会および事務局の一般的運営に重大な関係を持つもので次のとおり定められている。

コロombo計画審議会および事務局規定

（1958年5月6日審議会採択）

審議会はコロombo計画技術協力計画に参画する各政府代表1名をもって構成する。審議会構成員は、セイロンにおける自国代表または特に任命された他の人員をもってすることができる。セイロンに永続的代表を置いていない加盟政府は、必要にして可能な場合は、いつでもコロomboにおける審議会会議、特に政策会議に出席せしめるため特別の代表を派遣する。各加盟政府は、審議会における自国代表の費用を支弁する。

審議会は、一政府が本計画に基づいて協力することを議長あてに書面または電報で申し込めば、当該政府を技術協力計画の構成員とすることおよびこれに加入せしめることをいつでも承認することができる。審議会への参加申請前に1国がコロombo計画協議委員会の構成国として許容されることは、通例慣習となっている。

審議会の目的は、技術援助により南および南東アジアの経済開発を支援し、かつコロombo計画の概念と運営とに関する弘報の頒布を促進するにある。これらの目的実施をコロombo計画事務局が行なう。審議会は、必要な照会を構成員が自国政府に対し行なうとの諒解の下に技術援助およびコロombo計画弘報活動に関連するあらゆる問題を

討議することができる。審議会の討議で解決しかねる政策問題惹起の場合は、これを協議委員会に付記し得る。審議会は、事務局に関するものを除き規制または拘束の権限を有さないが、技術協力計画の2国間運営とコロombo計画の弘報頒布とを助長促進するため、加盟政府または国際機関に対し勧告または示唆を行なうことができる。

審議会会議は、用務の必要に応じ屢々開催され、通常コロomboで開かれるが、他のいかなる都合のよい場所でも随時会合できる。会議は、通例事務局長が議長の承認を得て召集する。

審議会の政策会議は、予算・技術協力および弘報に関する政策問題並びに年報を審議するため、毎年6月または7月に開催される。また政策会議は、協議委員会の年次会議終了後、適当な時期においてコロomboで開かれる。政策会議については6週間、他の会議は1カ月の予告期間をそれぞれ設ける。予告は、仮議題および必要な説明文書を含む。文書にして審議会の討議以前に、諸政府への照会を要することのあるものは、少なくとも会議の6週間前に事務局がこれを発送する。

協議委員会に引続いてコロomboで開催される政策会議において、審議会は、次年度の審議会会議長を選任する。議長がセイロンに不在の場合、またはその職責遂行に支障を来す場合、審議会は、その期間中、議長代理を選任することができる。

審議会会議に関する投票またはその他の所定手続は、定められていないが、審議会は、協力的精神をもって討議により合意に達するよう努める。審議会会議の議決定数も同じように決められていないが、本規定第6条の条文は、政策問題に関する議決は事実上すべての政府が、報告を受け、かつその見解を表明する機会を与えられた後においてのみ行なわれるということを保証している。

コロombo計画事務局の会計年度は、コロombo計画の場合と同じく7月1日に始まり次年の6月30日に終る。

次期会計年度に対する事務局運営費勘定のセイロン貨による年間収支見積予算は、6月または7月における審議会政策会議で審議会の審議および承認を求めため、事務局長がその6週間前にこれを提出する。予算承認前の費用負担はない。ただし、審議会が会計年度終末前1カ月を超えない期間に対し、政策問題を含まない運営目的のため通常割合による費用を認可することのある場合を除く。支出に関する追加予算は、必要があれば、次回会議に提出することができる。

予算は、審議会が随時別段の決定を行なわない限り、加盟国からの均等寄与をもつ

て賄われる。加盟国は、予算が審議会により承認されると直ちに各自の払込額に関する通報を受ける。寄与は、通報の日から2カ月以内にセイロン貨で支払う。

年内における審議会への参加国は、審議会年度の残余の全月数に対する割合に従い賦課される。

事務局の国際役員は、長・弘報官および審議会が加盟国の指名者の中から任命することのある他の役員をもって構成される。事務局長を除く国際役員の場合は審議会が事務局長の勧告に基づいて任命する。

コロombo計画事務局の国際役員は、国際文官とする。その責任は国家的でなく、絶対的に国際的である。これら役員は、任命の受諾によりその職責遂行を誓い、かつコロombo計画の利益を唯一の目標としてその行動を統制する。

第 8 章 日米合同第三国計画に関する 日米間の取極め

1. 外務大臣からアメリカ合衆国特命全権大使にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で合意される第三国（以下「第三国」という。）に対する技術援助に関する協力について両政府の代表者の間で行なわれた会談に言及し、その会談において合意され、かつ、両政府がそれぞれの行政権の範囲内で実施することを約束する次の取極めを、日本国政府に代って確認する光榮を有します。

- (1) 第三国の経済開発に必要な技術的能力を増進させる目的をもって、両政府は協議により、技術の研究・視察及び訓練のための便宜が第三国政府を含む関係政府間の合意により、第三国から選出される研修員または視察者のために日本国において提供されることを取計らう合同計画（以下「計画」という。）を作成し、かつ、実施するものとする。
- (2) 前項にいう計画は、第三国の経済開発に必要な技術的能力を増進させるため、適当な分野における研究・視察および訓練を含むものとする。
- (3) 計画の実施に必要な経費は、日本政府およびアメリカ合衆国政府がそれぞれの予算の許す限り負担するものとする。この経費に関する細目は、日本国政府外務省経済局経済協力部長と、アメリカ合衆国政府国際協力局を代表する在日合衆国活動使節団長との間で行なわれる取極めにしたがって決定するものとする。
- (4) 両政府は、計画が効果的に、かつ、両政府が満足するように実施されていることを確保するため、情報を交換するものとする。両政府は、国際連合の計画並びに南および南東アジアにおける共同経済開発のためのコロンボ計画のような他の技術援助計画と重複することを避けるため、最善の努力を払うものとする。
- (5) 両政府は、この取極めの実施から生ずる問題を協議によって解決するよう努力するものとする。
- (6) 前記の諸規定は、両政府によりそれぞれの国の関係法令に従って実施されるものであることが了解される。

本大臣は、閣下に対し、以上の取極めをアメリカ合衆国政府に代って確認されるよう要請し、また、この書簡およびその確認を述べた閣下の返簡の日付をもって効力を

生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向って敬意を表します、

1960年3月23日

日本国外務大臣 藤山愛一郎

日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使

ダグラス・マックアーサー二世閣下

2. アメリカ合衆国特命全権大使から外務大臣にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本使は、英語による訳文が次の通りである1960年3月23日付の閣下の次の英文の書簡（略）を受領した事を確認する光榮を有します。

本使は、閣下の書簡に掲げる取極めをアメリカ合衆国政府に代って確認し、また、閣下の書簡およびこの返簡がこの返簡の日付の日をもって効力を生ずる両政府間の合意を構成するものであることを同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向って敬意を表します。

1960年3月23日

ダグラス・マックアーサー二世

日本国外務大臣 藤山愛一郎閣下

3. 外務省経済協力部長から在日合衆国活動使節団長にあてた書簡

本官は、第三国に対する合同技術援助についての1960年3月23日付の日本国外務大臣と日本国駐在アメリカ合衆国大使との間の交換公文に関し、同交換公文の(8)にいう経費についてのわれわれの了解を次のとおり申し述べたいと思います。

(1) アメリカ合衆国政府がその予算の許す限り負担する経費は次の種類にはいるものとする。

- a. 計画に基づいて日本国に来る研修員または視察者の日本国内での旅費および十分な生計費
- b. 研修員または視察者の健康保険の掛金の経費（または、アメリカ合衆国政府が、計画に基づく研修員または視察者の疾病・負傷または死亡により生ずる経費の支払を取り計らう。）
- c. 日本国政府外務省経済局経済協力部長とアメリカ合衆国政府国際協力局を代表

する在日合衆国活動使節団長との間で合意するその他の経費

- (2) 日本国政府がその予算の許す限り負担する経費は、次の種類にはいるものとする。
- a. 通訳、指導員、随行者およびそれらの者の関係旅行、研修材料、研修の便宜、授業料、報酬並びに会議およびオリエンテーションの施設の使用のための経費のような、研修および視察計画の準備および実施に伴って生ずる日本国内の経費。
 - b. 日本国政府外務省経済局経済協力部長とアメリカ合衆国政府国際協力局を代表する在日合衆国活動使節団長との間で合意するその他の経費は、貴下が前記の了解を貴国政府に代って確認されれば幸いであります。

1960年3月23日

日本国政府外務省経済局経済協力部長

関 守 三 郎

在日合衆国活動使節団長

G・E・パーマー 殿

4. 在日合衆国活動使節団長代理から外務省経済局経済協力部長にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本官は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの次の英文の書簡（略）を受領したことを確認したいと思います。

本官は前記の了解を合衆国政府に代って確認することを喜びといたします。

1960年3月23日

在日合衆国活動使節団長代理

L・B・マイヤーズ

日本国政府外務省経済局経済協力部長

関 守 三 郎 殿

5. 日米合同第三国計画(元 ICA)実施に関する外務省と在日 USOMとの間の了解事項

1. (日本側)

外務省経済協力部技術協力課は、毎年2月20日までに次期日本会計年度(4月～3月)の予算に基づき、関係各省と協議の上、同日までに入手し得る諸情報を参考

として、同会計年度の「年間見込計画」案および「第1・4半期実行計画案」（4月～6月）を作成する。上記両計画案には、研修員および視察者の派遣国別年間受入れ可能人数、チーム数、研修科目または視察目的、受入れ時期・滞日期間等のできる限り含ましめるものとする。

(注) 研修員とは、1カ月以上滞日し、比較的長期間の研修をする者を意味し、視察者とは、1カ月未満の短期滞日者で主に視察をする目的の者を指す。

2. (日本側)

外務省は、前項両計画案を2月25日までに在日USOMに提示し、同案の実行性について米国側の意見を入れて調整する。その際、必要に応じ、コロンボ・プラン各省連絡会のごとく、関係各省担当官も出席し、米国側担当官に対し、日本側事情の説明を行なうと同時に相互に意見の交換を行なう。

3. (米国側)

在日USOMは、前項の調整を経た両計画案をできる限り速かに米本国政府および在第三国USOMに送達する。在日USOMは、両計画案に関する米国政府および関係第三国の意見または希望をとりまとめて、なしうる限り3月10日までに外務省に回報するよう努力する。

上記意見または希望を同日までに回報できなかつた際は、「第2・4半期実行計画案」の立案に際し、考慮調整しうるように同4半期開始少なくとも1カ月以上以前に外務省に通報する。

4. (日本側)

外務省は、第2期以降各4半期開始1カ月前に、同日までに入手し得た関係諸情報をもとに「各4半期実行計画案」を作成し在日USOMに提示する。

5. (日米協議)

外務省および在日USOMは、予め各々の関係先の意見または希望を徹した上で相互に協議を行ない、毎年3月15日までに次会計年度(4月～3月)の「年間見込計画案」および「第1・4半期実行計画案」の実施に関し、合意に達するよう努力する。第2・4半期以降の実行計画案についてもその実施に関し、各4半期開始半カ月前に日米双方の合意が成立するよう努力する。

6. (計画通報)

第(5)項の日米合意の成立により作成された諸計画案を、日本側は関係各省および

関係在外公館に通報し、米国側は米国政府および関係第三国USOMに通報する。

7. (在日USOMは、前記合意された実行計画に基づく研修員または視察者の渡日前、研修員は少なくとも2カ月以上、視察者は1カ月以上前もって研修生の研修科目または視察者の視察目的の具体的な詳細および本人の氏名・経歴等その身上に関する詳細を外務省に対し公文をもって通報する。

(ロ) 在日USOMは合意された実行計画以外の臨時的なケースが発生した場合にはその詳細を通報する。

8. (外務省の回答)

外務省は、前項の通報(イ)についてはできる限り速かに関係各省およびアジア協会と協議の上、当該研修員または視察者受入れ研修計画または視察日程を在日USOMに対し公文をもって回答し、(ロ)についてはその能否を検討して受入れの能否を回答する。

9. (在日USOMの研修員または視察者の渡日手配)

在日USOMは、前項回答を関係第三国USOMまたは米国政府等に連絡し、研修員または視察者が日本側受入れ予定日に来日しうよう手配する。また、在日USOMは、前項外務省の回答を確認することなく、研修員または視察者を渡日せしめざるよう措置する。

10. (外務省の業務委託)

外務省は、「技術協力実施委託費」の「日米合同第三国計画」(元ICA)の経費を社団法人アジア協会に委託し、同協会は受託者として本計画実施に必要な業務を行なうものとする。

11. (Evaluation)

研修員または視察者の研修または視察後の evaluation は、日米両国側が共同して実施する。

12. (日米双方の連絡)

日米両国側は、計画の作成および実施に当り、随時必要に応じ連絡するが、定期的(例えば毎月第一火曜日)に会合し、計画および実施の状況を検討し、関係事項についての情報および意見の交換を行なう。

(注) 現在、大枠はこの基本構想に基づいて実施されているが、事業団が実施機関の主体となったことは米側へ口頭で通告している。

第9章 インドネシア賠償関係

1. インドネシア賠償技術訓練生についての閣議了解

わが国において教育及び訓練を受けるためにインドネシア共和国から留学生及び技術訓練生を受入れ、同国政府の教育上の必要に応ずることは、日伊両国の文化及び経済関係の強化並びに両国の友好関係の増進に貢献することが多大であると思われる。

よって政府は、インドネシア共和国政府の要請に対し、工業、漁業、農業、鉱業等の主として自然科学部門の各分野において、大学留学生については毎年約36名を国立大学で、毎年約37名を私立大学でそれぞれ向う5年間（1年間の準備教育の後、4年ないし6年間大学教育の予定）、また技術訓練生については毎年約250名を向う7年間（最長2年半訓練の予定）受け入れるものとし、このため教員及び設備等に関し必要な措置を講じ、もってインドネシア共和国政府の教育計画に協力するものとする。

以上の計画の実施は両国間における賠償協定の規定に従い行なわれるものとする。
昭和35年2月19日

総理府 経済企画庁	農 林 省
総理府 科学技術庁	通 商 産 業 省
外 務 省	運 輸 省
大 蔵 省	郵 政 省
文 部 省	労 働 省
厚 生 省	建 設 省

2. 駐日インドネシア大使からアジア協会会長にあてた書簡

拝啓 インドネシア研修員の教育に関する先般来の貴我会談について、アジア協会は

宿舎、指導、研修に対して責任を負い、インドネシア政府は当該研修計画の遂行に必要な費用に対して責任を負う旨の協定が妥結したことを御通知申し上げます。

協定の内容は次の通りであります。

1. アジア協会は、インドネシア大使館（以下「大使館」という）より日伊両国政府間に締結した賠償協定に基づき、日本の研修先において研修するために来日する約250名に対する研修計画の遂行を委嘱されて、次のサービスを供与するものとする。
 - a. アジア協会に対して前広にその到着が通知された研修員に対し、出迎え及び舎宿の斡旋をすること。
 - b. 研修員に対する日本語教育及び他の必要な研修科目に対する手配をすること。
 - c. 大使館の同意を得て、研修員を研修先へ配属すること。
 - d. 研修計画の管理並びに監督。
2. アジア協会が供与する研修計画のたのみのサービスの遂行は共同管理の性格上、常に大使館との緊密な協力と話し合いに於て行なうものとする。かくの如き基本的目的のために、大使館とアジア協会の代表者から成る共同管理体制を設けるものとする。
3. 上述のサービスに関する会計年度は1961年1月1日に始まり、1961年3月31日に終るものとする。
4. アジア協会が供与する上記のサービスに対する必要な経費は、アジア協会とインドネシア賠償使節団の相互協定による条件に基づいてインドネシア賠償使節団が負担するものとする。
5. アジア協会は、大使館とアジア協会との間で協定した様式に従って研修年度の4半期終了後に研修報告を大使館宛に提出するものとする。但し大使館より特に要求があった場合には中間報告を提出するものとする。

上記に関する了解を確認するために、文書による御返事をいただければ幸甚に存じます。

敬 具

1961年1月25日

第 0305 号

駐日インドネシア大使 バムバン スゲン
社団法人 アジア協会会長 小林 中殿

3. アジア協会会長から駐日インドネシア大使にあてた書簡

謹啓 下記内容の1961年1月25日付第0305号貴信正に落筆しました。

「インドネシア研修員の教育に関する先般来の貴我会談について、アジア協会は宿舎、指導、研修に対して責任を負い、インドネシア政府は当該教育計画の遂行に必要な費用に対して責任を負う旨の協定が妥結したことを御通知申し上げます。

協定の内容は次の通りであります。

1. アジア協会は、インドネシア大使館（以下「大使館」という）より、日伊两国政府間に締結した賠償協定に基づき、日本の研修先に於て研修するために来日する約250名に対する研修計画の遂行を委嘱されて、次のサービスを供与するものとする。
 - a アジア協会に対して前広にその到着が通知された研修員に対し、出迎え及び宿舎の斡旋をすること。
 - b 研修員に対する日本語教育及び他の必要な研修科目に対する手配をすること。
 - c 大使館の同意を得て、研修員を研修先へ配属すること。
 - d 研修計画の管理並びに監督
2. アジア協会が供与する研修計画のためのサービスの遂行は共同管理の性格上、常に大使館との緊密な協力と話し合いに於て行なうものとする。かくの如き基本的目的のために、大使館とアジア協会の代表者を以て構成される共同管理体制を設けるものとする。
3. 上述のサービスに関する会計年度は1961年1月1日に始まり1961年3月31日に終るものとする。
4. アジア協会が供与する上記のサービスに対する必要な経費は、アジア協会とインドネシア賠償使節団の相互協定による条件に基づいてインドネシア賠償使節団が負担するものとする。
5. アジア協会は、大使館とアジア協会との間で協定した様式に従って研修年度の4半期終了後に研修報告を大使館に提出するものとする。但し大使館より特に要求があった場合には中間報告を提出するものとする。

上記に関する了解を確認するために、文書による御返事をいただければ幸甚に存じます。」

貴信に記載された了解事項を上記の通り確認いたします。

敬 具

A・K・(G)第34号

1961年1月25日

社団法人 アジア協会会長 小 林 中
駐日インドネシア大使 パムバン スゲン閣下

4. アジア協会会長から東京駐在インドネシア賠償使節団長にあてた書簡

謹啓 インドネシア研修員約250名の研修に関するインドネシア政府宛の1961年1月25日付A・K・(G)第34号弊信について、御参考迄に別添の通り所要経費の予算書を提出いたします。

なお、協定事項は次の通りであります。

1. 前記弊信の第一節に記載されているインドネシア政府とアジア協会との間で妥結した了解に従って供与するサービスに対する経費は、東京駐在インドネシア賠償使節団（以下「使節団」という）が負担するものとする。
2. a 使節団は、アジア協会に掛かった実費を支払うものとする。但し、研修管理費、研修雑費及びアジア協会事務所費（管理費及び備品費）は研修員1人当り最高月額それぞれ1,000円、1,000円及び5,400円を越えないこと。
b 使節団は、また国内旅費及び研修費を支払うものとする。但し、これらの費用は研修員1人当り最高月額それぞれ3,400円及び17,000円を越えないこと。
3. アジア協会より請求あり次第、使節団は日伊両国間に於て協定に達した手続に従って1961年1月1日に始まる会計年度の各4半期の始まる5日前に、上記請求書に添付の計算書に記載されている費用を支払うものとする。但し、アジア協会は支払日の30日前までに請求書を提出すべきものとする。
4. 会計年度終了後、アジア協会は使節団に会計報告を提出すべきものとする。
5. その他止むを得ざる費用に関しては、予め使節団とアジア協会との間に於て話し合いがついた場合に限り使節団はこれを支払うものとする。

上記条件を御承諾下されば幸甚に存ずべく、然る場合にはその旨の貴信をいただければ、貴我間の協定は成立することになります。

敬 具

A・K・(G)第36号

1961年1月25日

社団法人 アジア協会会長 小林 中
東京駐在インドネシア賠償使節団長閣下

5. インドネシア賠償使節団長よりアジア協会会長にあてた書簡

拝啓 下記内容の1961年1月25日付A・K・(G)第36号貴信正に落筆しました。

「インドネシア研修員約250名の研修に関するインドネシア政府宛の1961年1月25日付A・K・(G)第34号弊信に就いて、御参考迄に別添の通り所要経費の予算書を提出いたします。

なお、協定事項は次の通りであります。

1. 前記弊信の第一節に記載されているインドネシア政府とアジア協会との間で妥結した了解に従って供与するサービスに対する必要経費は、東京駐在インドネシア賠償使節団（以下「使節団」という）が負担するものとする。
2. a 使節団はアジア協会に掛かった実費を支払うものとする。但し研修管理費、研修雑費及びアジア協会事務所費（管理費及び備品費）は研修員1人当り最高月額それぞれ1,000円、1,000円及び5,400円を越えないこと。
b 使節団はまた国内旅費及び研修費を支払うものとする。但し、これ等の費用は研修員1人当り最高月額それぞれ3,400円及び17,000円を越えないこと。
3. アジア協会より請求あり次第、使節団は日「イ」両国間に於て協定に達した手続に従って1961年1月1日に始まる会計年度の各4半期の始まる5日前に、上記請求書に添付の計算書に記載されている費用を支払うものとする。

但し、アジア協会は支払日の30日前までに請求書を提出すべきものとする。

4. 会計年度終了後アジア協会は使節団に会計報告を提出すべきものとする。

5. その他止むを得ざる費用に関しては、予め使節団とアジア協会との間に於て話し合ひがついた場合に限り使節団はこれを支払うものとする。

上記条件を御承諾くだされば幸甚に存ずべく、然る場合にはその旨の貴信をいただければ、貴我間の協定は成立することとなります。」

上記条件に同意することを本信を以て確認いたします。

敬 具

MP/1037/II/61

1961年3月13日

社団法人アジア協会会長 小林 中殿
インドネシア賠償使節団長 バスキジャ ディアスモロ

第10章 経済協力開発機構に関する条約

オーストリア共和国、ベルギー王国、カナダ、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ王国、アイスランド共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国、ノールウェー王国、ポルトガル共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国、およびアメリカ合衆国の政府は、経済的な力と繁栄が、国際連合の諸目的の達成、個人の自由の擁護及び一般的福祉の増進に不可欠のものであることを考慮し、これらの諸目的を最も効果的に増進するものであることを信じ、これらの諸国の欧州経済協力機構への参加が大きな寄与をもたらした歐洲の経済的復興と進歩の結果、そのような伝統を強化し、それを新しい課題とより広い目的にふりむける上で、新しい見通しが開けたことを認め、より広い協力が世界の諸国民の間の平和的かつ協調的關係に対し重大な寄与をなすべきことを確信し、これらの諸国の経済の相互依存性の増大を認め、協議と協力により、これらの諸国の経済の維持しうる最高度の成長を促進し、かつこれらの諸国の国民の経済的及び社会的福祉を向上するために、これら諸国の能力と潜在力をより有効に利用することを決意し、経済的により進歩している国が、経済の発展の途上にある諸国を全力をあげて援助するため協力すべきであることを信じ、世界貿易の一層の拡大が、各国の経済発展と国際経済關係の改善を助ける最も重要な要素の一つであることを認め、及びこれらの諸国が参加している他の国際的機構または機関における義務、又はこれらの諸国が当事国となっている諸協定に基く義務に矛盾しない方法でこれらの諸目的を追求することを決意し、よって経済協力開発機構として歐洲経済協力機構を改組するために次の諸規定を協定した。

第1条 経済協力開発機構（以上「機構」という。）の目的は、次の諸目的のための政策を推進することにある。

- a) 加盟国において財政的安定を維持しながら持続しうる最高度の経済成長及び雇用並びに生活水準の向上を達成し、かくして世界経済の発展に貢献すること。
- b) 経済的発展の途上にある加盟国及び非加盟国における健全な経済成長に寄与すること。

- c) 国際的義務にしたがって、多角的かつ無差別的な基礎の上で世界貿易を拡大することに貢献すること。

第2条 加盟国は、これらの諸目的を遂行するため、個別的に及び共同して次のことを行なうことに同意する。

- a) 加盟国の経済的資源の効率的利用を促進すること。
- b) 科学的及び技術的分野において、その資源の開発を促進し、研究を奨励し、職業訓練を振興すること。
- c) 経済成長並びに、国内的及び対外的な財政の安定を達成し、自国の経済または他国の経済を危険におとしおそれのある事態を回避することを目的とする政策を遂行すること。
- d) 物資及び業務の交換と経常支払とに対する障害を縮減または廃止し、資本移動の自由化を維持しかつ拡大するための努力を行なうこと。
- e) 技術援助を受け、かつ、拡大する輸出市場を確保することが加盟国及び非加盟国の経済に対して有する重要性を考慮して、適当な方法により、特にこれらの諸国への資本の導入により、発展途上にあるこれらの諸国の経済的發展に寄与すること。

第3条 加盟国は、第1条に掲げられる諸目的を達成し、かつ第2条に含まれている諸約束を履行することを目的として、次のことを行なうことに同意する。

- a) 相互に情報を交換し、また、機構の諸任務を達成するために必要な情報を提供すること。
- b) 継続的基礎のもとに相互に協議し、研究を行ない、合意された事業に参加すること。
- c) 緊密に協力し、適当な場合には共同の行動をとること。

第4条 この条約の締約国は、機構の加盟となる。

第5条 機構は、その目的を達成するために、次のことを行なうことができる。

- a) 他に別段の規定のある場合を除き、すべての加盟国を拘束する決定を行なうこと。
- b) 加盟国に対して勧告を行なうこと。
- c) 加盟国、非加盟国、及び国際機構と協定を結ぶこと。

第6条

- 1 決定と勧告は、機構が特別な場合に全会一致で別段の合意を行なわないかぎり、全加盟国の合意により行なわれる。
- 2 加盟国はそれぞれ一票を有するものとする。いずれかの加盟国が決定または勧告のための表決に際して棄権したときは、その決定または勧告は、無効とはならない。ただし、当該決定または勧告は、他の加盟国には適用されるが、棄権国には適用されない。
- 3 いかなる決定も、いずれかの加盟国がその憲法上の手続要件をみたすまでは、当該加盟国を拘束しない。ただし、他の加盟国は、そのような決定を暫定的に相互間で適用することを合意することができる。

第7条 すべての加盟国によって構成される理事会は、機構のすべての規約を作成する母体となる。理事会は、閣僚級または常駐代表級で会議を開くことができる。

第8条 理事会は、毎年、議長及び2名の副議長を指名する。議長は、理事会の閣僚級会議を主宰する。議長はさらに一任期につき引続いて指名されることができる。

第9条 理事会は、執行委員会及び機構の諸目的の達成に必要な補助機関を設置することができる。

第10条

- 1 理事会は、理事会に対して責任をもち、かつ任期5年の事務総長を任命する。事務総長は、その推せんにもとずいて理事会が任命する1もしくは2以上の事務次長または事務次長補により補佐される。
- 2 事務総長は、理事会の常駐代表級の会議の議長となる。事務総長は、あらゆる適当な方法で理事会を補佐するものとし、理事会または機構の他のいかなる機関に対しても提案を行なうことができる。

第11条

- 1 事務総長は、理事会により承認された組織計画にしたがって、機構が必要とする職員を任命する。職員に関する規則は、理事会の承認をうけるものとする。
- 2 機構の国際的な性格にかんがみ、事務総長、事務次長または事務次長補、及び職員は、いずれの加盟国または機構外のいかなる政府もしくは権限ある当局の指令をも求め、または受けてはならない。

第12条 機構は、理事会の定める条件に従って、次のことを行なうことができる。

- a) 非加盟国または他の機構に対し連絡を行なうこと。
- b) 非加盟国または他の機構との間に関係を設定しかつ維持すること。
- c) 非加盟国政府または他の機構に対し機構の活動への参加を求めること。

第13条 1951年4月18日及び1957年3月25日にそれぞれパリ及びローマで署名された諸条約によって設立された諸欧州共同体は、この条約の第1補足議定書の定めるところにしたがって、機構に代表を送るものとする。

第14条

- 1 この条約は、署名国により、それぞれの憲法上の要件にしたがって批准され、または受諾されるものとする。
- 2 批准書または受諾書は、ここに寄託国政府として指定するフランス共和国政府に寄託されるものとする。
- 3 この条約は、次のようにして効力を発生する。
 - a) 1961年9月30日以前においては、すべての署名国が批准書または受託書を寄託したときに発効する。
 - b) 1961年9月30日までに15またはそれ以上の署名国がその批准書または受託書の寄託を行なっているときは、1961年9月30日に、それらの署名国について効力を発生する。またそれ以後は、それら以外のいずれの署名国についても、その批准書または受託書の寄託の時に当該署名国について効力を発生する。
 - c) 1961年9月30日の後からこの条約の署名の日から2年を経過するまでの間においては、15の署名国が批准書または受託書の寄託を行なったときに、それらの署名国について効力を発生する。また、その後は、それら以外のいずれの署名国についてもその批准書または受託書の寄託の時に効力を発生する。
- 4 この条約が発効するときに批准書または受託書を寄託していない署名国は、機構と当該署名国の間の協定によって定められる条件にしたがって、機構の活動に参加することができる。

第15条 この条約が効力を発生すると同時に欧州経済協力機構の改組が効力を生じ、その目的・機関・権限及び名称は、この条約において規定するとおりとなる。欧州経済協力機構のもつ法人格は、機構に引き継がれる。ただし、欧州経済協力機構による決定、勧告及び決議がこの条約の効力発生後も有効であるためには、理事会の承認を必要とする。

第16条 理事会は、決定により、加盟国の義務を受諾する用意のあるいかなる政府に対しても、この条約への加入を招請することを決定することができる。この決定は、全会一致によるものとする。ただし、特定の事案について理事会は、全会一致の決定で棄権を許可することができる。この場合には、第6条規定にかかわらず、決定は、すべての加盟国に適用される。加入は、加入書を寄託国政府に寄託することにより効力を発生する。

第17条 いずれの加盟国も、寄託国政府に対し、12カ月の予告を与えることにより、自国に対するこの条約の適用を終了させることができる。

第18条 機構の本部は、理事会が別段の合意を行なわないかぎりパリに置く。

第19条 機構の法的能力並びに機構、その職員及び機構に対する加盟国の代表の特権・除外及び免除は、この条約の第2補足議定書に定める。

第20条

1 事務総長は、毎年、理事会にたいし、理事会が採択する財政規則にしたがって、年度予算・決算及び理事会が求めることのある補足的予算を、その承認を求めするために提出する。

2 理事会が合意した機構の一般経費は、理事会によって決定される基準にしたがって割り当てられる。他の経費は、理事会が決定する基準によりまかなわれる。

第21条 寄託国政府は、批准書、受諾書もしくは加入書、または脱退の通告を受領したときは、その旨を機構のすべての加盟国及び事務総長に通報するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当の委任を受け、この条約に署名した。1960年12月14日にパリにおいて、ひとしく正文である英語及びフランス語で、本書1通を作成した。この本書は、寄託国政府に寄託されるものとし、同政府は、認証謄本をすべての署名国に送付するものとする。